

名寄地区衛生施設事務組合告示第4号

名寄地区衛生施設事務組合臨時職員取扱要綱及び名寄地区衛生施設事務組合非常勤職員取扱要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年4月27日

名寄地区衛生施設事務組合管理者 加藤 剛 士

名寄地区衛生施設事務組合臨時職員取扱要綱及び名寄地区衛生施設事務組合非常勤職員取扱要綱を廃止する告示

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 名寄地区衛生施設事務組合臨時職員取扱要綱（昭和56年2月1日訓令第1号）
- (2) 名寄地区衛生施設事務組合非常勤職員取扱要綱（平成27年3月24日訓令第1号）

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。